

岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する  
条例について

岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年六月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する  
条例

(岐阜県建築基準条例の一部改正)

第一条 岐阜県建築基準条例(平成八年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の三中「第八十五条第五項若しくは第六項」を「第八十五条第六項若しくは第七項」に、「第八十七条の三第五項若しくは第六項」を「第八十七条の三第六項若しくは第七項」に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一二の表四十四の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同表四十四の二の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同表五十六の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同表五十七の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。